

郵便入札の手順について

郵便入札については、以下の手順で実施いたしますので、ご参照ください。

①公告又は指名通知

案件の入札情報（「公告又は指名通知書」、「仕様書」、「入札に関する留意事項」、「入札書」、「封筒用貼付用紙」等



②入札書の郵送

○入札書

郵便入札における入札書は、必ず公告又は指名通知書により指定する所定の用紙（指名通知書に同封しているもの、又は田辺周辺広域市町村圏組合のホームページに掲載しているもの）を使用する。

○封筒（長形3号封筒）

表	裏
※郵送方法 一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれか 切手 封筒用貼付用紙 〒646-0028 和歌山県田辺市高雄一丁目 23-1 田辺市民総合センター 3階 田辺周辺広域市町村圏組合事務局 行 入札書 在 中 開札日時 令和●年●月●日午前●時●分 工事(業務)番号 令和●年度 田周広委託 第●号 工事(業務)名 ○○○○事業 入札者 住 所 田辺市○○○ 名 称 ○○○○○○○○○○ 代表者 ○○○ ○○ ○○	印 届出印により 封かん 印

※表面には、入札公告又は指名通知書等により定められた「封筒用貼付用紙」を貼り付ける。

※入札書に押印している届出印によりのみ付け部分を封かん（割印）する。

○郵送方法

郵送方法は、入札公告又は指名通知書等により指定した日に指定した場所に届くように配達日指定をした上で、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法により、郵送すること。

※ 上記以外の方法で届けられた入札書については、全て無効となるので注意すること。

（無効の例）

- ・直接、指定した場所に持参したとき（窓口で誤って受け取った場合や、別の部署で預かった場合も全て無効とする。）
- ・上記以外の方法による郵送又は配達等したとき
- ・FAX、メール等により提出したとき

※ ポストによる投函はできない。必ず郵便局窓口での手続きを要するので注意すること。

※ 配達日指定郵便については、配達日の2日前までに郵便局で手続きを済ませる必要があるとされているが、土、日、祝祭日を挟む場合はこの限りではないので、その際は、郵便局で手続き期限を確認すること（平日のみ営業の郵便局があるなど、手続きする郵便局によって営業日や営業時間が異なるので、十分注意すること。）。なお、配達日の指定は差出の翌々日から起算して10日以内の間で指定ができるとされているので、余裕をもって手続きをすること。

※ 入札公告又は指名通知書等により指定した日以外に届いた場合、全て無効になるので注意すること。（指定日より早く届いても、遅く届いてもいけない。）



③開札

開札日時に、入札事務に関係のない田辺市職員2名の立会いのもと開札を行う。

- ・開札における全ての行程を立会人に確認してもらう。
- ・係数抽出型最低制限価格制度での入札の場合、立会人のうち1名が係数を抽選し、もう1名に確認をしてもらう。その後、両者に確認書に連署してもらう。
- ・落札価格が同額となった場合、（別記）郵便入札における「くじ」の方法についてのおりくじにより落札候補者を決定する。



④落札候補者決定通知、入札結果公表

落札候補者には電話又はFAXにて通知する。

入札結果の公表は、入札公告又は指名通知書等により別に定めるところによる。

(別記) 郵便入札における「くじ」の方法について

田辺周辺広域市町村圏組合郵便入札に関する要領に基づく「くじ」の方法は、次のとおりとする。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

入札者は、入札書提出時に、落札価格同額で複数者が並んだ場合に実施するくじに備えて、あらかじめ任意の3桁の数字「くじ番号」を設定すること。

●くじ番号

- 入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁の数字「000～999」を記入する（「0」の桁も記入が必要）。
- 1マスに1つの数字（0～9）記入すること。

※入札者は数字が判別できるよう入札金額と同様に丁寧に書くこと。

※記入のない場合や1文字でも判別できない数字がある場合などは、「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下3桁の数字を記載したものとする。

入 札 書																		
入 札 金 額		<table border="1"><tr><td></td><td>億</td><td></td><td>百万</td><td></td><td></td><td>千</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							億		百万			千				円
	億		百万			千												
※金額の頭に¥を記入すること																		
工事（業務）番号		令和		年度		第		号										
工事（業務）名称																		
く じ 番 号		<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>					※落札予定価格が同額の際のくじ引きに使用するため、任意の3桁の数字を記入すること ※必ず、1マスに1つの数字（0～9）記入すること （空白にはしないこと）											
入 札 保 証 金		免 除																
田辺市契約規則及び仕様書等を承諾のうえ、上記のとおり入札いたします。																		
令和		年		月		日												
田辺周辺広域市町村圏組合 管理者 真砂 充敏 あて																		
住 所																		
商号又は名称																		
代表者氏名																		
印																		

注）入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）を記載すること。

●「書留お問い合わせ番号」とは

郵便追跡用に使用する番号で、次の合計11桁で構成され、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。「引受番号」ともいう。

「***（3桁）- **（2桁）- *****（5桁）- *（1桁）」

2 くじの手順

(1) 抽選番号の決定方法

同額での抽選となった場合、書留郵便の際に郵便局で割り当てられる「書留お問合せ番号」を使用して、くじを引く業者に番号（以下「抽選番号」という。）を割り当てる。抽選番号の割り当て方法は次のとおり。

- ① 「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁を抽出する。
- ② 下4桁の数字が小さいものから順に抽選番号を割り当てる。
抽選番号は0から始まり、順番に0→1→2→3…と順次決定する。
- ③ 下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目（5桁目も同じの場合は6桁目）以降の数字を順次参照する。

(例) 4者が同額入札の場合 ①

(1) 抽選番号の決定方法

業者名	書留お問い合わせ番号		下4桁	下5桁目	抽選番号 ※以下の例でも使用
A社	123-45-67890-1		8901		1
B社	234-56-78901-2		9012	8	3
C社	345-67-80901-2		9012	0	2
D社	456-78-90123-4		1234		0

- ① 「書留お問い合わせ番号」（11桁）の下4桁を抽出する。（黒枠内）
- ② 小さいものから順に抽選番号（0～3）を決定する。
D社の数字が一番小さいので0となり、次にA社が1となる。
- ③ B社、C社の下4桁が同一のため下5桁目で判定し、C社が2、B社が3。

※上記のように、抽選番号は0から始めるため、くじを行う業者の数よりも常に1少ない数字を上限にして割り当てられる。

（例）4者の場合は0～3、5者の場合は0～4

(2) 落札候補者の決定方法

落札候補者を決定する番号（以下「当選番号」という。）の算出は、入札書に入札者が書いた「くじ番号」を使用して決定する。決定方法は次のとおり。

- ① 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計する。
- ② その合計数を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出する。この「余り」の数字を落札候補者決定の「くじの当選番号」（以下、「当選番号」という。）とする。
- ③ 上記(1)の「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札候補者とする。

④ 落札候補者の入札が事後審査により無効となった場合や、低入札価格調査制度等の審査を要する場合等で次点者以降を決定する場合の決定方法は、次のとおりとする。

- ・「当選番号」に1を加えた数字を「第2候補者（以下「次点者」という。）の当選番号」とし、その「次点者の当選番号」をもって次点者を決定する。ただし、その数字が「抽選番号」にない場合は0とし、「抽選番号」が0の者を次点者とする。
- ・更に次点者（3番目以降）が必要な場合は、順次同様の方法で決定していく。

(例) 4者が同額入札の場合 ②

(2) 落札候補者の決定方法

★入札書に書かれた3桁の「くじ番号」がA社「083」、B社「842」、C社「271」、D社「007」とした場合

- ① 同額入札の入札書に記載された任意の「くじ番号」を合計する。
- ② その合計数を同額入札者の数で割り、「余り」の数を算出し、その数が「当選番号」となる。（※合計数が割り切れた場合は「0」が「当選番号」となる。）

①

業者名	入札書に書かれた 3桁の「くじ番号」
A社	083
B社	842
C社	271
D社	007
合計	1203

②「当選番号」を決定する計算式

$$1203 \div 4 \text{ 者} = 300 \text{ (整数)}$$

(余り) 「3」

余りの数字「3」を「当選番号」と決定する

- ③ 「抽選番号」と「当選番号」の数が一致した者を落札候補者とする。

当選番号「3」と一致するB社が落札候補者となる

業者名	抽選番号	落札候補者	次点者以降の順位
A社	1		3番目
B社	3	落札候補者	
C社	2		4番目
D社	0		次点者（2番目）

- ④ 次点者の当選番号は、当選番号の「3」に1を加えた数が「4」となるため、抽選番号に無いので、「0」のD社が次点者となる。以下、A社、C社の順となる。